

令和 8 年 6 月 1 6 日

富士宮市議会定例会議案

富 士 宮 市

目 次

報第 8 号	損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について
報第 9 号	令和 7 年度富士宮市一般会計繰越明許費繰越計算書について
報第 10 号	令和 7 年度富士宮市水道事業会計予算繰越計算書について
報第 11 号	令和 7 年度富士宮市下水道事業会計予算繰越計算書について
議第 36 号	富士宮市経済変動対策貸付資金利子補給基金条例を廃止する条例制定について
議第 37 号	富士宮市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例制定について
議第 38 号	富士宮市手数料条例及び富士宮市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
議第 39 号	富士宮市税条例の一部を改正する条例制定について
議第 40 号	富士宮市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議第 41 号	富士宮市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
議第 42 号	富士市と富士宮市との間の住民票の写し等の交付に係る事務の相互委託の廃止について
議第 43 号	富士宮市民テニスコート人工芝等更新工事（土木工事）請負契約の締結について
議第 44 号	富士宮市立富士見小学校普通教室棟及び管理棟長寿命化工事（建築工事）請負契約の締結について
議第 45 号	富士宮市中央消防署芝川分署建設工事（造成工事）請負契約の締結について
議第 46 号	財産の取得について
議第 47 号	財産の取得について
議第 48 号	財産の取得について
議第 49 号	市道路線の廃止について
議第 50 号	市道路線の認定について

- 議第 5 1 号 令和 8 年度 富士宮市 一般会計 補正 予算 (第 1 号)
- 議第 5 2 号 令和 8 年度 富士宮市 病院事業 会計 補正 予算 (第 1 号)
- 諮第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 諮第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

報 第 8 号

損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 の 専 決 処 分 報 告
に つ い て

地 方 自 治 法 （ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 8 0 条 第 1
項 の 規 定 に よ り 別 紙 の と お り 専 決 処 分 し た の で 、 同 条 第 2
項 の 規 定 に よ り 報 告 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 報 告

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

専 第 5 号



損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 に つ い て

損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 に つ い て、 地 方 自 治 法（ 昭
和 2 2 年 法 律 第 6 7 号） 第 1 8 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、
下 記 の と お り 専 決 処 分 す る。

令 和 8 年 5 月 2 7 日

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

- | | | |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 損 害 賠 償 額 | 6 , 1 1 6 円 |
| 2 | 事 故 発 生 年 月 日 | 令 和 8 年 5 月 1 4 日 |
| 3 | 事 故 発 生 場 所 | 富 士 宮 市 万 野 原 新 田 3 0 9 8 番 2
地 先
一 般 市 道 万 野 原 新 田 6 2 号 線 |
| 4 | 事 故 の 概 要 | 市 道 を 走 行 し て い た 相 手 方 車 両 が、
路 面 の 穴 に タ イ ヤ を 落 と し、 当 該 車
両 の 左 後 輪 の タ イ ヤ を 損 傷 し た も の |
| 5 | 損 害 賠 償 及 び
和 解 の 相 手 方 | 
 |
| 6 | 和 解 事 項 | 今 後、 本 件 に つ い て 裁 判 上 及 び 裁 判
外 に お い て、 一 切 の 請 求 を 行 わ な い。 |

報 第 9 号

令和 7 年度 富士宮市 一般会計 繰越明許費 繰越
計算書 について

令和 7 年度 富士宮市 一般会計 補正予算 (第 3 号) 第 2 条、
令和 7 年度 富士宮市 一般会計 補正予算 (第 4 号) 第 2 条、
令和 7 年度 富士宮市 一般会計 補正予算 (第 5 号) 第 2 条、
令和 7 年度 富士宮市 一般会計 補正予算 (第 6 号) 第 2 条 及
び 令和 7 年度 富士宮市 一般会計 補正予算 (第 7 号) 第 2 条
の 繰越明許費 は、別紙 のとおり 翌年度 に繰り越した ので、
地方自治法 施行令 (昭和 22 年 政令第 16 号) 第 146 条
第 2 項 の規定 により 報告する。

令和 8 年 6 月 16 日 報告

富士宮市長 須藤 秀忠

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳								
					既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源		
					国・県支出金	市債	その他	国・県支出金	市債	その他			
6	農林水産業費	2 林業費	森林環境整備事業 しずおか林業再生プロジェクト推進事業費補助金 入山線改良	25,700,000	25,700,000			22,349,000	3,351,000				
7	商工費	1 商工費	新稲子川温泉ユー・トリオ運営事業 キャンプ場整備	31,960,000	31,960,000					22,000,000		9,960,000	
			西富士工場用地給水施設管理事業 給水施設修繕	9,795,000	9,795,000								9,795,000
			プレミアム付商品券事業	975,000,000	975,000,000			15,000,000	960,000,000				
8	土木費	2 道路橋りょう費	市道維持補修事業 淀平町3号線側溝整備 黒田山本線歩道整備	59,320,000	55,846,000				22,000,000	16,200,000		17,646,000	
			市道新設改良事業 大塚弓沢線改良 青木和田線ほか2路線改良 西山安居山線改良 黒田山本線交差点改良 出水新梨線ほか1路線改良 北山157号線改良	111,100,000	89,255,000				15,000,000	15,000,000			59,255,000
			無電柱化推進事業 粟倉外神線無電柱化整備	38,750,000	38,423,000				15,950,000	11,700,000			10,773,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
					国・県支出金	市債	その他	国・県支出金	市債	その他	
9 消防費	1 消防費	消防ポンプ自動車等購入事業 山岳救助車購入 第5分団消防ポンプ自動車購入 第8分団消防ポンプ自動車購入 大型水槽付き消防ポンプ自動車II型購入	166,394,000	166,394,000				10,000,000	60,800,000		95,594,000
		消防団詰所整備事業 第21分団(猪之頭)統合詰所建築	140,000,000	140,000,000					140,000,000		
		防災用施設・資機材等整備事業 防災倉庫建設	27,000,000	16,440,000				6,333,000			10,107,000
10 教育費	6 社会教育費	文化財保存・管理事業 白糸ノ滝景観保全エリア駐車場整備 白糸ノ滝景観保全エリア草刈等維持管理 白糸ノ滝景観保全エリア転落防止柵設置 白糸ノ滝景観保全エリア植栽	54,650,000	44,250,000			41,300,000				2,950,000
		(仮称)郷土史博物館事業	14,803,000	14,803,000			7,000,000				7,803,000
計			2,333,364,000	2,173,355,000			136,480,000	1,156,052,000	446,200,000		434,623,000

報 第 1 0 号

令和 7 年度 富士宮市 水道事業 会計 予算 繰越 計算書 について

令和 7 年度 において、富士宮市 水道事業 会計 予算 を 別紙 のとおり 翌年度 に 繰り越した ので、地方 公営 企業法（昭和 27 年 法律 第 292 号）第 26 条 第 3 項 の規定 により 報告 する。

令和 8 年 6 月 16 日 報告

富士宮市長 須藤 秀忠

令和7年度富士宮市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな御資産の購入限度額	説明	
						建設改良積立金	工事負担金	損益勘定留保資金				
1	資本的支出	1	建設改良費	水道施設改良事業 水柵水源管理棟給排気設備制御盤等更新 棚坂配水池緊急遮断弁更新 水柵水源ほか10箇所遠方監視制御装置更新 新水源浄水処理検討業務	173,000,000		167,000,000	54,776,157		112,223,843	6,000,000	資材の調達に日数を要したため 水柵水源管理棟給排気設備制御盤等更新 (完了 令和8年5月) 棚坂配水池緊急遮断弁更新 (完了予定 令和8年6月) 事業実施に当たり、関係者との調整に日数を要したため 水柵水源ほか10箇所遠方監視制御装置更新 (完了 令和8年5月) 浄水試験及び手法の検討に日数を要したため 新水源浄水処理検討業務 (完了予定 令和8年6月)

単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						建設改良積立金	工事負担金	損益勘定留保資金			
		老朽管布設替事業 大久保地内導水管 布設替 精進川地内配水管 布設替 椿沢送水管布設替	200,000,000		177,000,000	177,000,000			23,000,000		工事箇所を追加する必要が生じたため 大久保地内導水管布設替 精進川地内配水管布設替 (完了 令和8年5月) 椿沢送水管布設替 (完了予定 令和8年7月)
合 計			373,000,000		344,000,000	231,776,157		112,223,843	29,000,000		

報 第 1 1 号

令和 7 年度 富士宮市 下水道事業 会計 予算 繰越
計算書 について

令和 7 年度 において、富士宮市 下水道事業 会計 予算 を別紙のとおり 翌年度 に繰り越したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律 第 292 号）第 26 条 第 3 項 の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 16 日 報告

富士宮市長 須藤 秀忠

令和7年度富士宮市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1 建設改良費 国庫補助公共下水道整備事業 小泉1号幹線枝線管路新設 管路施設修繕改築計画策定	157,380,000	65,571,000	82,605,000	37,300,000	22,300,000	23,005,000	9,204,000		岩盤の影響により、掘削作業に日数を要したため 小泉1号幹線枝線管路新設 (完了 令和8年4月) 管路調査により、計画に反映すべき管路が増加したため 管路施設修繕改築計画策定 (完了 令和8年5月)
合 計			157,380,000	65,571,000	82,605,000	37,300,000	22,300,000	23,005,000	9,204,000		

議 第 3 6 号

富 士 宮 市 経 済 変 動 対 策 貸 付 資 金 利 子 補 給 基 金

条 例 を 廃 止 す る 条 例 制 定 に つ い て

富 士 宮 市 経 済 変 動 対 策 貸 付 資 金 利 子 補 給 基 金 条 例 を 廃 止
す る 条 例 を 別 紙 の と お り 制 定 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

富士宮市経済変動対策貸付資金利子補給基金条例を廃止する条例

富士宮市経済変動対策貸付資金利子補給基金条例（令和3年富士宮市条例第8号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議 第 3 7 号

富 士 宮 市 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 基 金

条 例 を 廃 止 す る 条 例 制 定 に つ い て

富 士 宮 市 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 基 金 条 例 を 廃 止
す る 条 例 を 別 紙 の と お り 制 定 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

富士宮市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例

富士宮市新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和２年富士宮市条例第１９号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和８年７月１日から施行する。

議 第 3 8 号

富 士 宮 市 手 数 料 条 例 及 び 富 士 宮 市 印 鑑 条 例
の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定 に つ い て

富 士 宮 市 手 数 料 条 例 及 び 富 士 宮 市 印 鑑 条 例 の 一 部 を 改 正
す る 条 例 を 別 紙 の と お り 制 定 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

富士宮市手数料条例及び富士宮市印鑑条例の一部を改正する条例

(富士宮市手数料条例の一部改正)

第1条 富士宮市手数料条例(昭和30年富士宮市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

1件につき 300円
(個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この表において「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。以下この表において同じ。)を利用し、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された多機能端末機をいう。

を

1件につき 300円
(個人番号カード等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この表において「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたもの

に、

以下この表において同じ。)から自動的に交付を受ける場合にあっては、1件につき200円)

をいう。以下この表において同じ。)を利用し、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された多機能端末機をいう。以下この表において同じ。)から自動的に交付を受ける場合にあっては、1件につき200円)

1件につき 300円
(個人番号カード又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。)を利用し、多機能端末機から自動的に交付を受ける場合にあっては、1件につき200円)

を

1件につき 300円
(個人番号カード等又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号口に規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。)を利用し、多機能端末機から自動的に交付を受ける場合にあっては、1件につき200円)

に改める。

(富士宮市印鑑条例の一部改正)

第2条 富士宮市印鑑条例(昭和53年富士宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第15条第2号を次のように改める。

(2) 印鑑登録者が個人番号カード等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及

び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。以下同じ。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であつて、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。以下同じ。）を利用し、専用の端末機に自ら暗証番号の入力その他必要な操作をすることにより申請する方法

第17条中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（富士宮市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 富士宮市手数料条例の一部を改正する条例（令和8年富士宮市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の改正規定を次のように改める。

「
1 件につき 300 円
（個人番号カード
等（行政手続にお

」
1 件につき 300 円
（個人番号カード
等（行政手続にお
ける特定の個人を
識別するための番
号の利用等に関す
る法律（平成25年
法律第27号）第2
条第7項に規定す
る個人番号カード、出入国管理及

別表第1中

ける特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この表において「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。以下この表において同じ。）を利用し、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された多機能端末機をいう。以下この表において同じ。）から自動的に交付を受ける場合にあっては、1件につき

を

び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この表において「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。以下この表において同じ。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であつて、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。以下この表において同じ。）を利用し、多機能端末機（本市の電子計

200円)

算機と電気通信回線で接続された多機能端末機をいう。以下この表において同じ。)から自動的に交付を受ける場合にあつては、1件につき200円)

に、

戸籍の附票の写しの交付	1件につき 300円
-------------	------------

を

に、

戸籍の附票の写しの交付	1件につき 300円 (個人番号カード等又は移動端末設備を利用し、多機能端末機から自動的に交付を受ける場合にあつては、1件につき200円)
-------------	--

1件につき 300円
(個人番号カード等又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であつて、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。)を利用し、多機能端末機から自動的に交付を受ける場合にあつては、1件につ

を

1件につき 300円 (個人番号カード等又は移動端末設備を利用し、多機能端末機から自動的に交付を受ける場合にあつては、1件につき200円)
--

に、

き 200円)

」

「

戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書 の交付	1 件につき 450円
---------------------------	-------------

を

」

「

戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書 の交付	1 件につき 450円 (個人番号カード等又は移動端末設備を利用し、多機能 端末機から自動的に交付を受ける場 合にあっては、1 件 につき350円)
---------------------------	--

に、

」

「

租税公課に関する 証明	1 件につき 300円
----------------	-------------

を

」

「

租税公課に関する 証明	1 件につき 300円 (個人番号カード等又は移動端末設備を利用し、多機能 端末機から自動的に交付を受ける場 合にあっては、1 件 につき200円)
----------------	--

に改める。

」

議 第 3 9 号

富 士 宮 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定
に つ い て

富 士 宮 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 別 紙 の と お り 制
定 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

富士宮市税条例の一部を改正する条例

富士宮市税条例（昭和31年富士宮市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若し

くは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出」を「同条第1項の規定による申告書を提出」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第61条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第5条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第6条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第6条の4中「又は附則第19条第1項」を「、附則第18条の3第1項又は附則第19条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第16条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他

の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
 - (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
 - (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
 - (4) 附則第4条の6の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第61条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第6条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第8条の2の改正規定及び附則第16条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第6条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第18条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第●●号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の富士宮市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の富士宮市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第6条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第

1 6 項に規定する特例居住用家屋を含む。) 若しくは既存住宅 (同条第 1 7 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 1 7 項に規定する特例既存住宅及び同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋 (同条第 1 7 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 1 7 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 6 項に規定する認定住宅等 (同条第 1 8 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 1 8 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 4 1 条第 1 項に規定する居住用家屋 (同条第 2 0 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 2 0 項に規定する特例居住用家屋を含む。) 若しくは既存住宅 (同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋 (当該増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 1 0 項に規定する認定住宅等 (同条第 2 1 項の規定により同条第 1 0 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 2 1 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の富士宮市税条例附則第 6 条の 4 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日 (以下この項及び第 5 項において「3 号施行日」という。) の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の富士宮市税条例附則第 1 6 条の 2 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条例附則第 1 6 条の 2 第 1 項の土

地等の譲渡について適用する。

- 5 前条第3号に掲げる規定による改正後の富士宮市税条例附則第18条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の富士宮市税条例第61条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議 第 4 0 号

富 士 宮 市 介 護 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条
例 制 定 に つ い て

富 士 宮 市 介 護 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 別 紙 の と
お り 制 定 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

富士宮市介護保険条例の一部を改正する条例

富士宮市介護保険条例（平成12年富士宮市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

第17条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で、令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされたもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされたことにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第4条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されたときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

- 2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。
- 3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

議 第 4 1 号

富士宮市消防団員等公務災害補償条例の一部
を改正する条例制定について

富士宮市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 1 6 日 提出

富士宮市長 須 藤 秀 忠

富士宮市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

富士宮市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年富士宮市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第18条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士宮市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第18条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の富士宮市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

議 第 4 2 号

富士市と富士宮市との間の住民票の写し等の
交付に係る事務の相互委託の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の
14第2項の規定により、令和9年3月31日をもって
富士市と富士宮市との間の住民票の写し等の交付に係る事
務の相互委託を廃止するに当たり、富士市と協議すること
について、同条第3項において準用する同法第252条の
2の2第3項本文の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年6月16日 提出

富士宮市長 須 藤 秀 忠

議 第 4 3 号

富 士 宮 市 民 テ ニ ス コ ー ト 人 工 芝 等 更 新 工 事

(土 木 工 事) 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て

富 士 宮 市 民 テ ニ ス コ ー ト 人 工 芝 等 更 新 工 事 (土 木 工 事)

請 負 契 約 を 下 記 の と お り 締 結 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

1 契 約 の 目 的

富 士 宮 市 民 テ ニ ス コ ー ト 人 工 芝 等 更 新 工 事 (土 木 工 事)

2 契 約 の 方 法

制 限 付 き 一 般 競 争 入 札

3 契 約 の 金 額

2 0 3 , 5 0 0 , 0 0 0 円

4 契 約 の 相 手 方

富 士 宮 市 田 中 町 1 1 5 0 番 地

株 式 会 社 三 与 建 設

代 表 取 締 役 三 尾 祐 一

議 第 4 4 号

富士宮市立富士見小学校普通教室棟及び管理棟長寿命化工事（建築工事）請負契約の締結について

富士宮市立富士見小学校普通教室棟及び管理棟長寿命化工事（建築工事）請負契約を下記のとおり締結する。

令和 8 年 6 月 1 6 日 提出

富士宮市長 須 藤 秀 忠

記

1 契約の目的

富士宮市立富士見小学校普通教室棟及び管理棟長寿命化工事（建築工事）

2 契約の方法

制限付き一般競争入札

3 契約の金額

1 6 9 , 1 8 0 , 0 0 0 円

4 契約の相手方

富士宮市大中里 1 3 9 9 番地 1 4

明德建設株式会社

代表取締役 河 西 幸 一

議 第 4 5 号

富士宮市中央消防署芝川分署建設工事（造成
工事）請負契約の締結について

富士宮市中央消防署芝川分署建設工事（造成工事）請負
契約を下記のとおり締結する。

令和 8 年 6 月 1 6 日 提出

富士宮市長 須 藤 秀 忠

記

1 契約の目的

富士宮市中央消防署芝川分署建設工事（造成工事）

2 契約の方法

制限付き一般競争入札

3 契約の金額

1 5 5 , 6 5 0 , 0 0 0 円

4 契約の相手方

富士宮市北町 1 5 番 1 号

株式会社旭建設

代表取締役 石 川 真 司

議 第 4 6 号

財 産 の 取 得 に つ い て
下 記 の と お り 財 産 を 取 得 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

- 1 取 得 す る 財 産 の 名 称 及 び 数 量
高 規 格 救 急 自 動 車 1 台
- 2 取 得 の 目 的
中 央 消 防 署 東 分 署 配 備 用
- 3 契 約 の 方 法
公 募 型 指 名 競 争 入 札
- 4 契 約 の 金 額
3 1 , 3 3 0 , 0 0 0 円
- 5 契 約 の 相 手 方
富 士 宮 市 源 道 寺 町 1 0 9 8 番 地
峰 自 動 車 工 業 株 式 会 社
代 表 取 締 役 木 ノ 内 伸 明

議 第 4 7 号

財 産 の 取 得 に つ い て
下 記 の と お り 財 産 を 取 得 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

- 1 取 得 す る 財 産 の 名 称 及 び 数 量
消 防 ポ ン プ 自 動 車 2 台
- 2 取 得 の 目 的
富 士 宮 市 消 防 団 第 1 5 分 団 及 び 第 1 6 分 団 配 備 用
- 3 契 約 の 方 法
公 募 型 指 名 競 争 入 札
- 4 契 約 の 金 額
7 4 , 2 0 0 , 0 0 0 円
- 5 契 約 の 相 手 方
静 岡 県 駿 東 郡 長 泉 町 中 土 狩 8 2 1 番 地 の 6
小 川 ポ ン プ 工 業 株 式 会 社 三 島 事 業 所
所 長 土 田 俊 三

議 第 4 8 号

財 産 の 取 得 に つ い て
下 記 の と お り 財 産 を 取 得 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

- 1 取 得 す る 財 産 の 名 称 及 び 数 量
消 防 ポ ン プ 自 動 車 1 台
- 2 取 得 の 目 的
富 士 宮 市 消 防 団 第 2 0 分 団 配 備 用
- 3 契 約 の 方 法
公 募 型 指 名 競 争 入 札
- 4 契 約 の 金 額
3 6 , 5 0 9 , 5 8 0 円
- 5 契 約 の 相 手 方
東 京 都 台 東 区 浅 草 橋 5 丁 目 4 番 2 号
ジ ー エ ム い ち は ら 工 業 株 式 会 社 東 京 営 業 所
所 長 真 舘 知 誉

議 第 4 9 号

市 道 路 線 の 廃 止 に つ い て

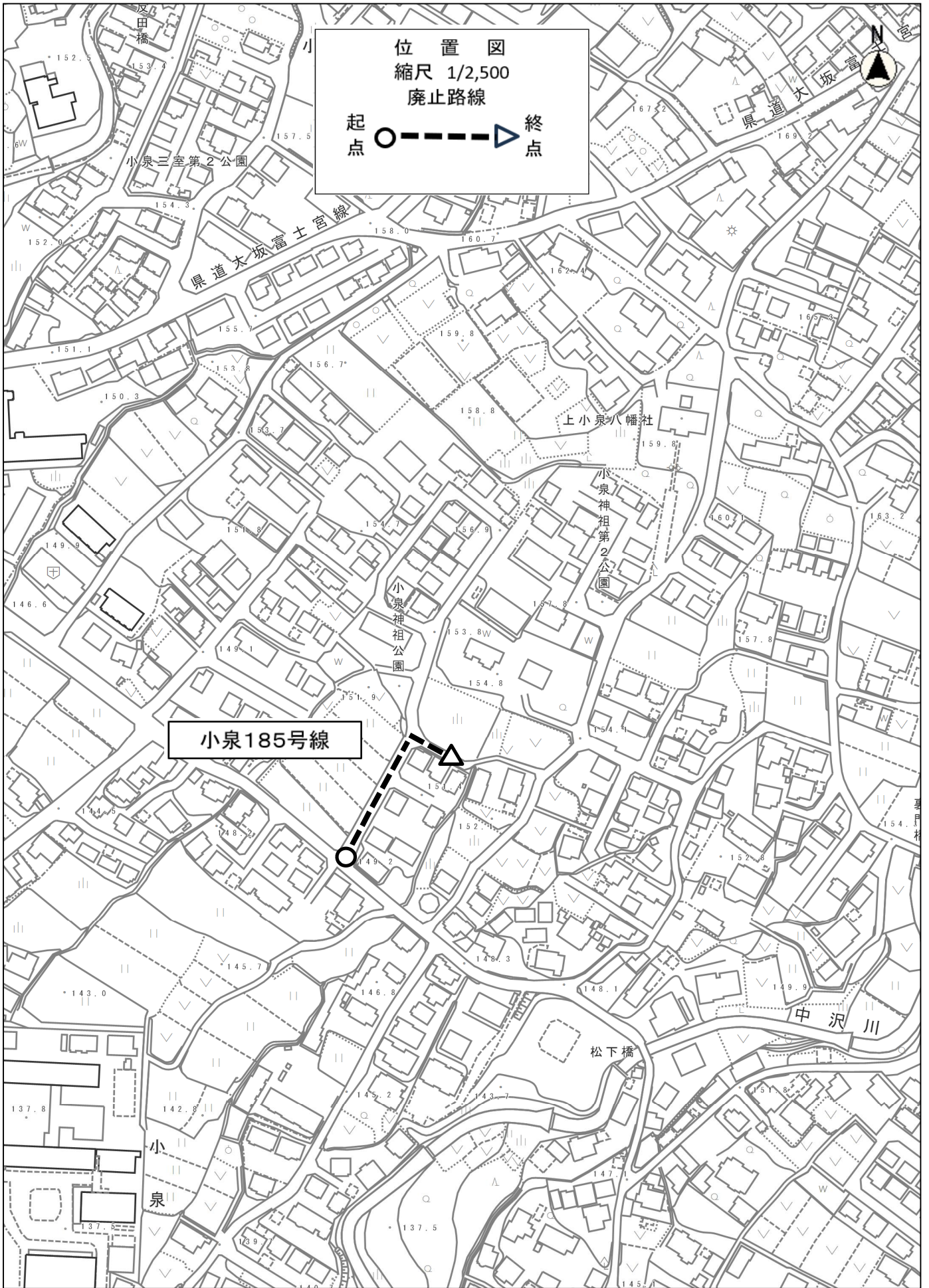
道 路 法 （ 昭 和 2 7 年 法 律 第 1 8 0 号 ） 第 1 0 条 第 1 項 の
規 定 に よ り 、 下 記 の 市 道 路 線 を 廃 止 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

整 理 番 号	路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
		終 点	
1	小 泉 1 8 5 号 線	小 泉 字 神 祖 1 3 4 4 番 1	
		小 泉 字 神 祖 1 3 4 2 番 3	



位置図
縮尺 1/2,500
廃止路線

起点 ○ ———▶ 終点

小泉185号線

小泉三室第2公園

県道大坂富士宮線

上小泉八幡社

小泉神祖第2公園

小泉神祖公園

中沢川

松下橋

小泉

議 第 5 0 号

市 道 路 線 の 認 定 に つ い て

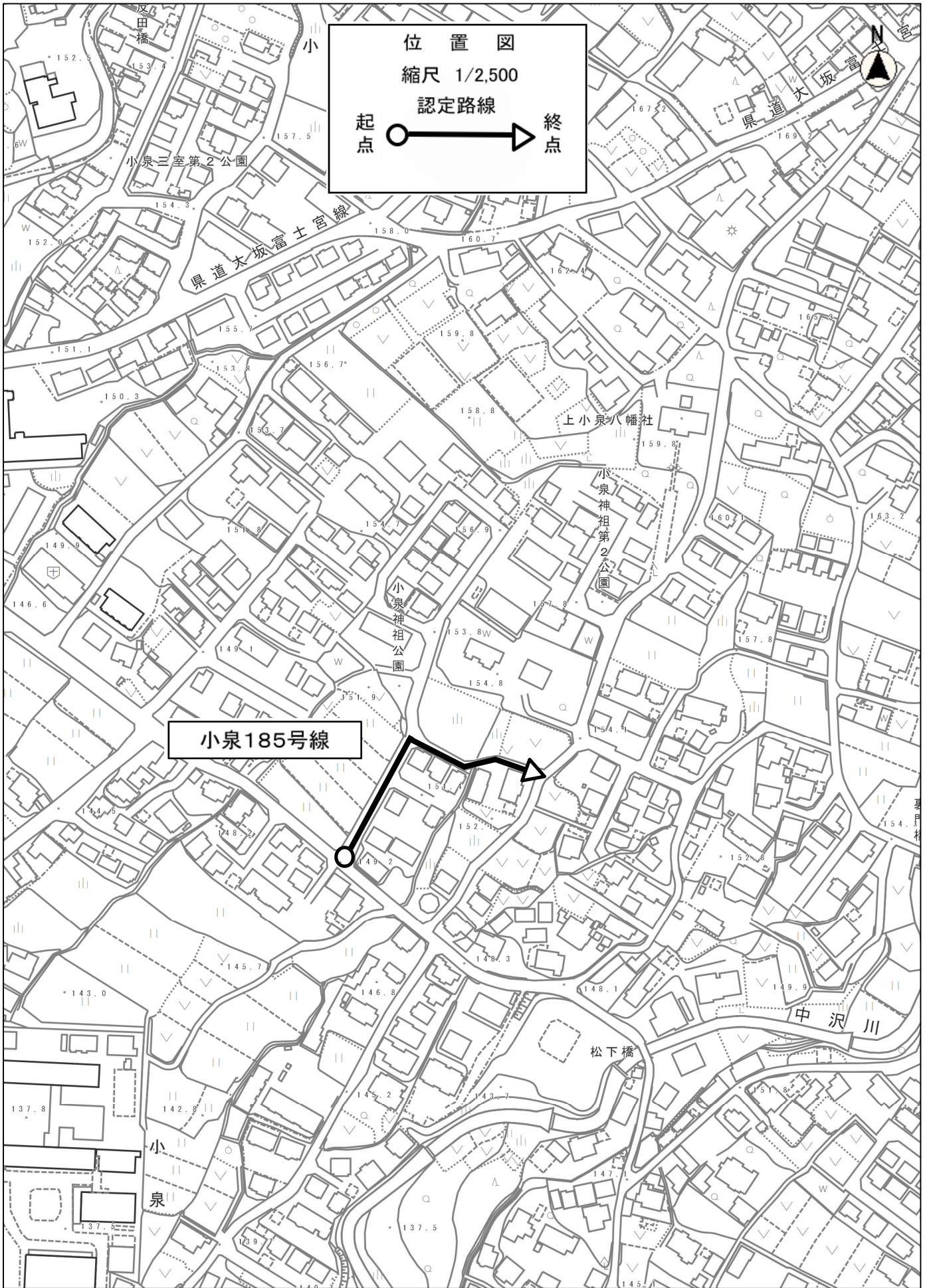
道 路 法 （ 昭 和 2 7 年 法 律 第 1 8 0 号 ） 第 8 条 第 1 項 の 規
定 に よ り 、 下 記 の 路 線 を 市 道 に 認 定 す る 。

令 和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

整 理 番 号	路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
		終 点	
1	小 泉 1 8 5 号 線	小 泉 字 神 祖 1 3 4 4 番 1	
		小 泉 字 神 祖 1 3 4 1 番 2	



位置図

縮尺 1/2,500

認定路線

起点



終点

小泉185号線

小泉三室第2公園

県道大坂富士宮線

上小泉八幡社

小泉神祖第2公園

小泉神祖公園

松下橋

中沢川

小泉

諮 第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、市議会の意見を求める。

令和8年6月16日 提出

富士宮市長 須藤 秀忠

記

長 田 ひ と み

諮 第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求める
ることについて

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権
擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の
規定により、市議会の意見を求める。

令和8年6月16日 提出

富士宮市長 須藤 秀忠

記

犬 浦 教 雄